

議案第30号

美術館条例施行規則等中改正について

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月24日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 美術館条例施行規則(平成19年横須賀市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5号様式及び第9号様式中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

(文化財保護条例施行規則の一部改正)

第2条 文化財保護条例施行規則(昭和40年横須賀市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式から第10号様式までの規定中「氏名 (印)」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(提案理由)

申請書等に求めている押印廃止に伴い、様式を見直すため。

(特別利用の許可手続き)

第9条 条例第6条第1項の規定により美術作品等の特別利用の許可を受けようとする者は、特別利用許可申請書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、特別利用しようとする美術作品等が寄託されたものであるときは当該寄託者の同意を得たことを証する書面を、他に著作権者があるものであるときは当該著作権者の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、特別利用を許可したときは、特別利用許可決定通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(寄託)

第14条 教育委員会は、美術作品等の寄託を受けることができる。

- 2 教育委員会に美術作品等を寄託しようとする者は、寄託申込書(第9号様式)に当該美術作品等の内容を説明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申込みによる寄託を受けたときは、受託証(第10号様式)を交付するものとする。
- 4 寄託品の寄託の条件、内容及び期間は、教育委員会が寄託をしようとする者と協議して定める。ただし、寄託の期間については、最長2年間とする。
- 5 寄託した者が寄託の期間を更新しようとするときは、寄託期間終了の15日前までに寄託申込書を教育委員会に提出しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による寄託の期間の更新について準用する。

第5号様式(第9条第1項関係)

特別利用許可申請書

年 月 日			
(あて先)横須賀市教育委員会			
申請者		住所 氏名 電話	
特別利用の目的			
特別利用 の日時又は期間			
特別利用する人数			
責任者の氏名			
美術作品等	名 称 等	点数	特別利用の区分
(事務処理欄)			

第9号様式(第14条第2項関係)

寄託申込書

年 月 日	
(あて先)横須賀市教育委員会	
申請者	住所 氏名 電話
美術作品等の 名 称	
作 者	
数 量	
材 質 ・ 技 法	
寸 法 ・ 形 状	
附 属 品	
寄 託 期 間	
添 付 資 料	
(事務処理欄)	

(指定申請)

第1条 文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定による指定重要文化財、指定重要民俗文化財又は指定史跡名勝天然記念物(以下「指定重要文化財等」という。)の指定の申請は、指定重要文化財等指定申請書(第1号様式)正副2通に、当該指定を受けようとするものの最近の写真を添えて行わなければならない。

(指定書)

第2条 条例第3条第3項に規定する指定重要文化財等の指定は、指定書(第2号様式)によるものとする。

2 前項の指定書を亡失し、又はき損したときは、文化財指定書再交付申請書(第3号様式)によりその再交付を申請することができる。

(管理責任者選任届等)

第3条 条例第4条第3項の規定による指定重要文化財等の管理責任者を選任又は解任した場合の届出は、文化財管理責任者選任(解任)届(第4号様式)によらなければならない。

(所有者等変更届等)

第4条 条例第5条第1項の規定による指定重要文化財等の所有者等が住所又は氏名を変更した場合の届出は、文化財所有者等住所氏名変更届(第5号様式)によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規定による指定重要文化財等の所有者等が変更した場合の届出は、文化財所有者等変更届(第6号様式)によらなければならない。

(現状変更等許可申請)

第5条 条例第6条の規定による指定重要文化財等の現状の変更等をするために許可を受ける場合は、次に掲げる申請書によらなければならない。

(1) 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化財現状変更等許可申請書(第7号様式)

(2) 一時的に市外へ搬出するときは、文化財搬出許可申請書(第8号様式)

(滅失届等)

第6条 条例第7条の規定による指定重要文化財等の滅失等の届出は、文化財滅

失(き損)届(第9号様式)によらなければならない。

(保持者死亡届)

第7条 条例第3条第1項の規定により指定重要文化財として指定を受けた無形文化財の保持者が死亡した場合は、無形文化財保持者死亡届(第10号様式)により教育委員会へ届け出なければならない。

第1号様式(第1条関係)

指定重要文化財等指定申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市教育委員会教育長 申請者 住 所 氏 名 (団体の場合は、代表者名)	
種 別	
名 称 (俗 称 の あ る も の は、その 俗 称)	数 量
所 有 者	住 所
又は保持者	氏 名
管 理 者	住 所
	氏 名
構造、品質、形状	
創造(由緒)、沿革	
用具の大要 (民俗芸能の場合)	
現 況	
申 請 理 由	
(事務処理欄)	

備考 団体にあっては、その名称、代表者名及び代表者の住所を記入すること。

第3号様式(第2条第2項関係)

文化財指定書再交付申請書

年 月 日 (あて先)横須賀市教育委員会教育長 所有者 住所 氏 名 	
旧指定書の 記号及び	
指定年月日	年 月 日
名称及び数量	
亡失 年月日	年 月 日
亡失の 状況	
参考事項	

(注) 亡失の場合はその事実を証するに足る書類を、き損の場合は当該指定書を添付すること。

第4号様式(第3条関係)

文化財管理責任者選任(解任)届

		年 月 日
(あて先)横須賀市教育委員会教育長		
所有者		住所 氏 名
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号		
指 定 年 月 日		年 月 日
名 称 及 び 数 量		
管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	
選 任 解 任	の 理 由	
選 任 解 任	年 月 日	年 月 日
参 考 事 項		

第5号様式(第4条第1項関係)

文化財所有者等住所氏名変更届

年 月 日 (あて先)横須賀市教育委員会教育長 所有者 住所 氏 名 			
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号			
指 定 年 月 日	年 月 日		
名 称 及 び 数 量			
所 有 者	旧	住 所	
		氏 名	
	新	住 所	
		氏 名	
変 更 年 月 日	年 月 日		
参 考 事 項			

第6号様式(第4条第2項関係)

文化財所有者等変更届

年 月 日	
(あて先)横須賀市教育委員会教育長	
新所有者	住所 氏名 
旧所有者	住所 氏名 
指定書の記 号及び番号	
指定年月日	年 月 日
名称及び数量	
変更年月日	年 月 日
変更理由	
参考事項	

(注) 指定書を添付すること。

第7号様式(第5条第1号関係)

文化財現状変更等許可申請書

年 月 日 (あて先)横須賀市教育委員会教育長 所有者 住 所 氏 名 	
指定書の記号 及び番号	
指定年月日	年 月 日
名称及び数量	
変更(修理)理由	
施行予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
予 定 施 行 者	住 所 氏 名 略 歴
変更(修理)に 要する経費	
参 考 事 項	

第8号様式(第5条第2号関係)

文化財搬出許可申請書

年 月 日 (あて先)横須賀市教育委員会教育長 所有者 住 所 氏 名 	
指定書の記号及び番号	
指定年月日	年 月 日
名称及び数量	
搬出先	
搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで
搬出理由	
参考事項	

第9号様式(第6条関係)

文化財滅失(き損)届

年 月 日	
(あて先)横須賀市教育委員会教育長	
所有者	住所 氏 名 
指 定 書 の 記 号 及 び 番 号	
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称 及 び 数 量	
滅 失 き 損 年 月 日	年 月 日
滅 失 き 損 の 状 況	
滅 失 き 損 後 の 処 置	
今 後 の 処 置 に 対 する 希 望	
参 考 事 項	

(注) 滅失の場合は指定書を、き損の場合はその状況を示す写真を添付すること。

第10号様式(第7条関係)

無形文化財保持者死亡届

		年	月	日
(あて先)横須賀市教育委員会教育長				
		相続人	住所 氏名	
指定書の記号及び番号				
指定年月日		年	月	日
名称				
保持者	住所			
	氏名			
	死亡年月日	年	月	日
参考事項				